

岩城中学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え]

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。本校では、いじめなどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。また、全ての生徒がお互いの個性を尊重し、多様な価値観を受け入れるなど人権意識を高め、いじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないように、未然防止と早期対応をを組織的かつ適切に行っていく。

[いじめ問題等対策委員会]

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、当該学級担任、養護教諭（必要に応じて）
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校間連携コーディネーター、学校評議委員、保護者代表、外部関係機関等

[いじめの防止]

- ・ いじめ防止に関わる体制づくりと校内研修の充実
（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン「チェックリスト」による、いじめに対する平時からの備えについて取組状況を確認する。）
- ・ 生徒指導の4つの視点を生かした授業づくり
- ・ 教科、道徳、体験活動などを通して好ましい人間関係を築くための指導の充実
- ・ 望ましい集団づくりのための学級経営の充実
- ・ 生徒会活動の自主的な取組による心の居場所づくり、絆づくり、活躍させる場づくりの推進
- ・ インターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発

[早期発見]

- ・ 学級担任、各教科担任など関わりのある職員間で情報共有できる校内体制の充実
- ・ 企画委員会（毎週火曜日実施）における生徒についての情報交換
- ・ 生活の記録の有効活用
- ・ 全生徒と全教員によるコミュニケーション面談の実施
- ・ 定期的な「学校生活アンケート」の実施
- ・ 生徒及び保護者からのいじめに対する相談体制の構築（電話・面談等）
- ・ スクールカウンセラーによる教育相談、県や関係機関の相談窓口の活用

[いじめに対する措置]

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめが確認された場合はすぐにいじめをやめさせるとともに、いじめた生徒、いじめられた生徒に対して指導・助言を行う。また、関係した保護者に関しても相談活動及び助言等を行う。
- ・ いじめられていた生徒・保護者を第一に考え、必要と思われる場合にはさまざまな配慮をしながら対応する。必要に応じて、定期の面談やカウンセリングを継続して行い、心のケアを進める。
- ・ 企画委員会（毎週火曜日実施）で、具体的な対応について報告と協議を行う。
- ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。
- ・ いじめの重大事態が発生した場合には、市教育委員会、警察など関係機関との連携を図る。また、生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・ 経過観察を丁寧に行い、再発防止に努める。

[保護者や地域との連携]

- ・ P T A 三役 ・ 校外指導部員
- ・ 学校運営協議会
- ・ 地区民生委員、主任民生児童委員
- ・ P T A や通信等での啓発

[関係諸機関との連携]

- ・ 市教育委員会、警察、児童相談所等、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
学校間連携コーディネーター、岩城小
- ・ 福祉機関、医療機関